失踪に関する届出の催告

次の申立人から今次戦争による生死不明者に対し未帰還者に関する特別措置法に基づく戦時死亡宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、戦時死亡宣告を受けることになります。また、生死不明者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２４年（家）第１５８１号

福岡県福岡市博多区東公園７番７号
申立人　福岡県知事　小川　　洋
本籍福岡県遠賀郡芦屋町中ノ浜1910番地、最後の所在満州国錦州省阜新市協和区大和街26番
今次戦争による生死不明者　三好　久光
昭和18年９月15日生
届出期間満了日　平成25年８月21日

福岡家庭裁判所

破産手続における保全管理命令

平成２５年（フ）第３９号

静岡市葵区松富２丁目１番62号
債務者　株式会社望月巌商店
1　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　弁護士　山本　正幸
平成25年２月13日

静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４号

石川県輪島市河井町１部94番地
債務者　株式会社輪島マーケット
代表者代表取締役　大塚　龍夫
1　決定年月日時　平成25年２月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　　覚
4　破産債権の届出期間　平成25年３月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月18日午後１時30分

金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第４９２号

静岡県熱海市上宿町８番７号、前住所静岡県熱海市梅園町1219番地の11
債務者　有限会社木村電気商会
代表者清算人　木村美津子
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関　　亮子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午前10時

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２３４号

大阪府門真市大字桑才171番地１
債務者　有限会社山岸精肉店
代表者取締役　岸部　昇平
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　将治

大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２５２号

高松市元山町671番地１　Ａ－３、前住所大阪市都島区友渕町１丁目５番５―501号
債務者　大久保正直
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　　豊
4　破産債権の届出期間　平成25年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月22日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号

北海道根室市宝林町４丁目51番地
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成25年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　破産債権の届出期間　平成25年３月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで

釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第２８号

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜126番地の１トーカン真鶴キャステール204、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町中央３丁目12番地１シーガルハイツ湯河原403
債務者　目黒　克巳
1　決定年月日時　平成25年２月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで

横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３０１号

大阪府八尾市南久宝寺２丁目31番地　サラマンカ103号、前住所大阪府八尾市南久宝寺２丁目44番地の19
債務者　谷川　　勝
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　薄木英二郎
4　破産債権の届出期間　平成25年３月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５号

香川県高松市築地町16番地10
債務者　備酒　博基
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　尊載
4　破産債権の届出期間　平成25年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午後１時50分
6　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで

高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９３０号

仙台市泉区松陵１丁目２番地の４
債務者　高橋　　豊
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　陽一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午後１時35分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで

仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第９号

福島県二本松市渋川字大森越121番地２　市営住宅大森団地２―18、従前の住所福島県二本松市松岡129番地３　Ｂｅ－ＢＯＸ－ＫＡＹＯ101号
債務者　菅野　武良
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅野　浩司
4　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで

福島地方裁判所

平成２４年（フ）第５１０号

岡山県倉敷市下津井２丁目２番16号
債務者　川上　早苗
1　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本　秀介
4　破産債権の届出期間　平成25年４月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで

岡山地方裁判所第３民事部